

平成 19 年 4 月 19 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号日本橋西川ビル
エルシーピー投資法人
代表者名 執行役員 宮崎俊司
(コード番号: 8980)

投資信託委託業者名

東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号日本橋西川ビル
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎俊司
問合せ先
エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社
取締役財務部長 久保裕司
TEL.03-3272-7311

資産運用会社の内規の一部変更に関するお知らせ

エルシーピー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社であるエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社は、平成 19 年 4 月 19 日開催の取締役会において、社内規程である「スポンサー関係者取引方針」を、下記のとおり一部変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 「スポンサー関係者取引方針」の変更の内容

投資法人の資産運用にかかる自主ルール(利益相反対策ルール)について、スポンサー関係者からの不動産関連資産の取得において、開発中の物件を竣工を条件として取得する場合の購入価格の適正価格基準について以下のとおり変更する。

スポンサー関係者との以下の取引に関しては、それぞれ以下の基準に基づいて行うものとします。

(イ) スポンサー関係者からの不動産関連資産の取得

購入価格(但し、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託報酬ほか受益権の譲渡にかかる費用、信託勘定内の積立金等を含みません。)としては、適正価格調査のために取得した鑑定評価額(但し、開発中の物件を竣工を条件として取得する場合は、当該物件の購入に係る売買契約の締結時における、不動産鑑定業者が鑑定評価と同様の手法を用いて算定した調査価格その他の合理的かつ客観的に算定された評価額)を上限とします。

また、本投資法人の資産運用ガイドラインに定める投資基準に合致しない投資不適格物件ではないこと、投資不適格物件との抱き合わせではないことを条件とします。

下線部は変更箇所を示します。

2. 変更の理由

資産運用会社は、本投資法人の資産運用におけるスポンサー関係者取引に係る自主ルール(利益相反対策ルール)として、スポンサー関係者から不動産関連資産を取得する場合、適正価格調査のため鑑定評価額を取得し、当該鑑定評価額を購入価格の上限とすることを定めています。もっとも、開発中の物件については鑑定評価額を取得することができないため、「スポンサー関係者取引方針」

を一部変更し、開発中の物件を取得する場合は、物件の竣工を停止条件とした売買契約の締結に際して、不動産鑑定業者が鑑定評価と同様の手法を用いて算定した調査価格等を取得することにより適正価格調査を行うこととするものです。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ : <http://www.lcp-reit.co.jp>